

第1章

BCP対策としても注目

経理分野のDXの方向性と 電子帳簿保存法への対応

PWC税理士法人
公認会計士・税理士 高野 公人

【この章のエッセンス】

● 現在起こっている大きな社会環境の変化、ビジネス環境の変化への対応には、経理分野においてもデジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」という)が不可欠であり、帳簿書類の電子化については電子帳簿保存法への対応を考慮に入れて検討を進めるべきである。

● 電子帳簿保存法への対応は、国税関係帳簿・書類のデータ保存、国税関係書類のデータ保存、国税関係書類のスキヤナ保存、電子取引に係るデータ保存といった区分で検討していく必要がある。

経理書類の電子化を めぐる環境の変化

現在のコロナ禍は、企業のあらゆる業務分野におけるDXを加速させることになっているが、経理分野においてもそれは例外ではない。会計帳簿の記帳を手書きによる記帳から、会計システムを利用した記帳によるものが一般的になって久しいが、仕訳入力元となる取引先との取引に関する書類はまだまだ書面でのやり取りとなっているケースも多く、これが経理分野のDXを進めるうえでの一番の課題となっている。

すなわち、取引関係書類に加え、それらの処理に係る社内伝票等も紙で作成して、各担当に紙を回付して

いくという経理業務プロセスがとられていることにより、マニュアル処理による大きな手間と時間のコストが発生しているという問題があるだけでなく、ここへきて、全社的なリモートワークが推奨されているなかにおいても、経理担当者はこれらの処理を行うために会社に出社して業務を行う必要があるという新たな問題が生じている。

経理分野のDXの方向性は、たとえば、大きく3つのステージで示すことができよう(図表1)。まずは、図表1の一番左のペーパーベース期であり、これは最終的な仕訳入力まで、処理は完全に紙ベースで回していくというオペレーションとなるが、現在ではこういう企業も相当少なくなってきたのではないかと

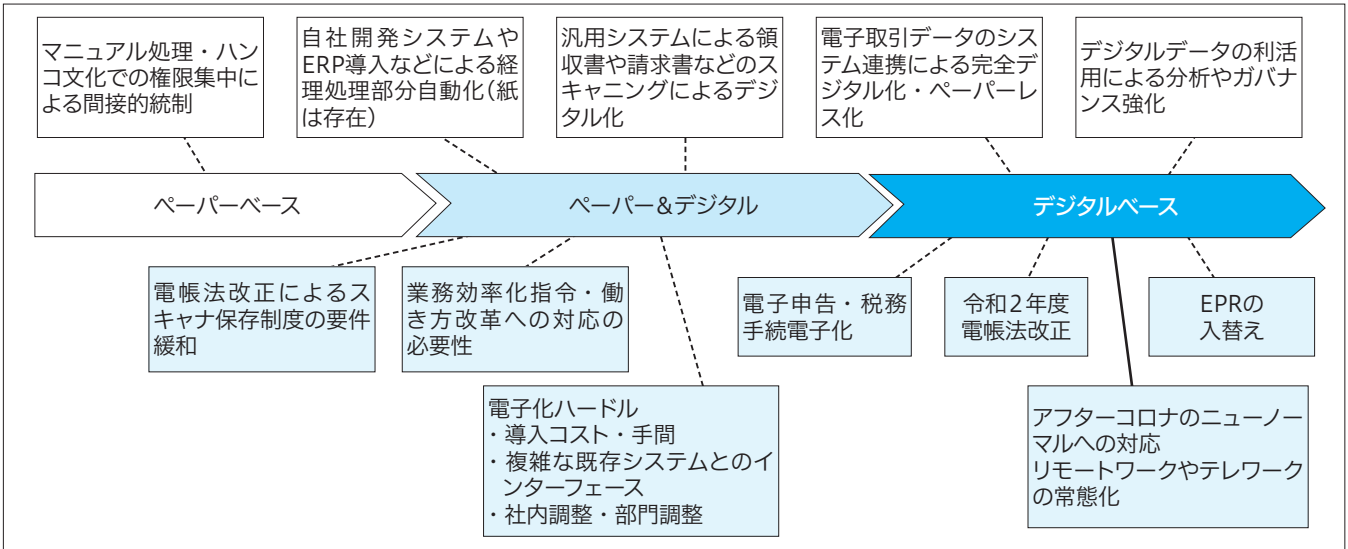
思われる。次がペーパーとデジタルが混ざっている時期であり、大部分の企業が今この段階にあるものと思われる。

ここでは、初期段階は、領収書や請求書といった証憑書類は承認プロセスや経理処理に原紙で回付されていくものの、業務処理プロセス自体はシステムで進めていくという形となる。これがもう少し進むと、証憑書類を受領後、早いタイミングでスキヤニングすることで電子データ化してワークフローを回していく形をとることとなる。

ただ、これまでは、意外とここでのトランスフォーメーションのハードルは高いケースが多く、最近の業務効率化の号令、働き方改革への対応で、経理分野では証憑書類の電子化による効率化というのが典型的な検討課題として挙がってくる。しかし、いざ検討を始めると、やはり電子化のコスト、既存システムの償却、インターフェースの複雑性、部門間の社内調整上の問題等によってなかなか話が前に進まないといったケースも多かったものと思われる。

それが、今回のコロナ禍による社会環境、ビジネス環境の大きな変化により、もともとこれらのハードル

(図表1) 経理分野のDXの方向性



として認識していたものは、解決すべき最優先課題として認識される。すなわち、アフターコロナの世界ではリモートワークが常態化することとなると考えられるため、サステナブルな事業活動を進めるには、どの企業においても早急な完全電子化による経理業務プロセスのデジタル化、オートメーション化、リモート化が必須であるということが広く認識されることにより、取引先との取引を電子取引化して完全にペーパーレスでのオペレーションとするなど、経理分野でのDXが一気に進み、デジタルベース期としてのステージに入っていくものと考えられる。令和2年4月1日以後開始事業年度の電子申告義務化や令和2年度の電子帳簿保存法改正といったデジタル化推進に向けた制度は、これを加速化するに違いない。

経理書類の電子化のメリット

一言で経理分野のDXが必須であるといっても、実際に社内電子化プロジェクトを開始しようとする際には、その変革によってもたらされる効果と導入にかかるコストをしっかり把握することが重要である。後に述べるように、経理書類の電子化のメリットというのはいくつかある(図表2)、それぞれの重要性というのが、ここで少し変わってきているといえよう。

すなわち、最近では、紙そのもののコスト削減や紙の保管・輸送コストの削減という効果より、業務効率化や働き方改革のほうに電子化のメリットとして重視されるようになってきているところ、今回のコロナ禍で一気に、BCP対応としての効果の重要性が高まってきたといえる。

(1) 紙関連のコスト削減効果

経理書類の電子化を行う際に、まず第一に目に見える形で出てくる効果は、紙資料をなくすることができることによるコスト削減効果である。これは紙自体を仕入れなければなら

(図表2) 経理書類の電子化のメリット

<p>(1) 紙関連のコスト削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙調達、紙の保管、紙の輸送等の紙に関連する直接的なコストを削減できる ・今後はペーパーレスオペレーションが企業のSDGsへの取組みの1つとなり得る 	<p>(2) 業務効率化・働き方改革への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請、承認、経理処理、検査、監査という各事務を電子ワークフローに乗せることが可能となり、大幅な業務の効率化を実現することができる ・電子ワークフローでの各事務はリモートワークが可能とし、働き方改革の一施策となる
<p>(3) BCP対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等の場合における紙資料の逸失リスクへの備えとなる ・感染症拡大予防のためのリモートワーク下においても経理事務処理が可能となる 	<p>(4) 検証・分析の効率化・高度化の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引情報のデータ化による適正性の検証や課題抽出のための分析を効率的かつ高度化することができる ・税務調査や会計監査などがを効率化し、作業時間を大幅に短縮することができる
<p>(5) コンプライアンスの強化・内部統制の有効性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直しや定期検査の運用により内部牽制機能を強化できる ・法令により保存が義務づけられる文書の保存を確実化することができる 	

ないことや印刷にかかる直接的なコスト、紙の証憑を取引先や経理部門などに送ることによる輸送コスト、それから税法その他の法律で求められる法定期間の保存に対応するための保管コストの削減効果である。この紙に関係するコスト削減効果というのは定量的に測りやすいものでも

あるが、金額的な効果が大きくなるというケースはあまりないため、このメリットだけで電子化に踏み切るというケースは少ないが、一部の業種ではこの効果も大きく出るケースがある。

この効果が大きく出ない企業にあっても、むしろこれからは、たとえば、社会全体でのメリットとして、紙を使わないことを企業のSDGsへの取組みの1つとして捉えてその効果を認識していくということも考慮に入れていくべきかと考えられる。

(2) 業務効率化・働き方改革への対応

経理書類の電子化のメリットとして、やはり一番重要なのが、業務効率化、働き方改革への対応である。紙ベースでの処理であると、手作業で1つひとつの取引について各担当が紙の原始証憑を確認しながら申請事務、承認事務、経理処理事務、監査や検査事務を行うことになるため、取引それぞれについてその重要性の度合いにかかわらず、手間も時間もかかることになる。これをワークフローのスタート時点から電子で進めることによって、電子ワークフ

ロー上での申請、承認、検査を行うこととすれば、業務効率率は格段に上がってくることになる。また、いつでもどこでもワークフローの各段階における処理ができるようになるため、リモートワークを可能とする働き方改革への対応策の1つともなり得る。

(3) BCP対策

最近特に注目されているのが、BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) 対策としての書類の電子化である。これは、地震や台風、洪水といった自然災害が生じたときの紙資料の逸失リスクへの備えとなることで、従来から認識されていたものであるが、今回のコロナ禍に直面して、経理書類の電子化はまったくそれにとどまらないBCP対策となることが証明されたといえる。すなわち、経理書類の電子化は、災害による資料の逸失対策だけでなく、感染症対策などで長期間のテレワークが必要な場面でもリモートかつペーパーレスで経理処理を可能とし、事業継続に支障をきたさない業務プロセスを構築することができるというメリットがある。

(4) 検証・分析の効率化・高度化の効果

経理書類を電子化する場合、取引情報がデータ化されるため、これらの経理データに対する適正性の検証や課題抽出のための分析作業を効率的かつ効果的に行うことができるようになる。

たとえば、従業員の立替経費精算などでデータを活用した不正検知のための分析をすることが可能となるものと考えられ、また、購買業務などでも仕入先の再選定のためデータ抽出・分析などが容易になるものと考えられる。外部との関係では、税務調査や会計監査の効率化というものが考えられるが、税務調査官や会計監査人にとっても、データを利用した効率的な税務調査や会計監査ができることになれば、証憑書類の確認作業に要する時間を大幅に削減することができ、同時に会社側の税務調査対応、会計監査対応のための時間を削減できるという効果が出てくる。

(5) コンプライアンスの強化・内部統制の有効性の強化

経理書類の電子化に際して、電子帳簿保存法の要件を充足した形で業

務プロセスを構築する場合には、当該業務に係る相互牽制機能をプロセスに組み込むことになるため、内部統制の有効性の観点から不正や誤謬が発生しにくい体制を構築することができる。また、電子帳簿保存法の厳格な要件のもとで電子データを保存することで、法令により保存が義務づけられる文書の保存を確実化することができるという効果もある。

電子帳簿保存法への対応(概論)

経理書類の電子化の一般的なメリットについては前述のとおりであるが、税務の観点からは、帳簿書類の電子化を行う際には電子帳簿保存法に対応した形で電子化を行うかどうか大きな検討課題となる。

電子帳簿保存法が電子保存の対象としている国税関係帳簿書類等の電子化の手段は、大きく4つのカテゴリに分けることができる(図表3)。次より、それぞれについて概要を説明するが、令和2年度税制改正で改正のあった(4)の電子取引については第2章を、(3)の国税関係書類のスキヤナ保存制度については第3章をご参照願いたい。

(図表3) 電子帳簿保存法が対象とする国税関係帳簿書類等の電子化の手段

国税関係帳簿	国税関係書類		国税関係書類以外の書類
	決算関係書類	取引関係書類	
仕訳帳 総勘定元帳 その他必要な帳簿	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 その他決算書類	自己が発行した書類の写し	EDI取引 電子契約 メールデータ WEB発行データ Fax等
		契約書 見積書控 注文書控 請求書控 領収書控 その他準ずる書類	
電帳法4条1項	電帳法4条2項	電帳法4条3項	電帳法10条
作成データを保存		紙書類をスキャンして保存	作成・受領データを保存

(1) 国税関係帳簿のデータ保存

国税関係帳簿のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成するもので、電子帳簿保存法に定める要件を充足した形でデータの備付け、保存がされている場合には、所轄税務署長の承認を受け、その承認を受けた国税関係帳簿について、データでの備付け、および保存が認められる(電帳法4①)。

帳簿の電子保存については、わりと古くから承認申請を行って電子帳簿保存法の承認を受けている企業も多いが、最近では、ERPのアップグレードにあわせて電子帳簿保存法の対応範囲の見直しに着手している企業が増えてきている。

(2) 国税関係書類のデータ保存

国税関係書類のうち、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するもので、電子帳簿保存法に定める要件を充足した形でデータの保存がされている場合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、その承認を受けた国税関係書類について、データでの保存が認められる(電帳法4②)。

国税関係書類のデータ保存制度は、貸借対照表、損益計算書、棚卸表などの決算関係書類のデータ保存と自社発行の請求書などの控えといった取引関係書類のデータ保存が対象となるが、特に後者については、

取引の電子取引化とあわせて検討を行うっていくべきである。

(3) 国税関係書類のスキャナ保存

国税関係書類のうち、当該国税関係書類に記載されている事項をスキャナにより電子化するもので、電子帳簿保存法に定める要件を充足した形でデータの保存がされている場合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、その承認を受けた国税関係書類について、スキャンデータでの保存が認められる(電帳法4③)。

国税関係書類のスキャナ保存制度は、ここ数年でこの制度の適用企業が急激に増加してきている。詳細については第3章を参照されたい。

(4) 電子取引のデータ保存

所得税および法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、電子帳簿保存法に定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る

データを保存しなければならない(電帳法10)。ただし、電子帳簿保存法で求められる要件に従ったデータ保存ができない場合には、紙に出力して保存しておくことでも認められる。

昨今の企業取引では、インターネット取引やEDI取引、クラウド型の電子契約などが広く利用されることになっているが、これらは税務上、電子取引に該当し、電子帳簿保存法に規定する要件を充足した形で取引データの電子保存をしなければならぬ。電子取引に係る保存義務に係る要件については令和2年度税制改正で緩和されている部分があるが、これにどのように対応していくかが課題となる。詳細については第2章を参照されたい。

高野 公人(たかの・きみひと)
PwC税理士法人 タックス・レポーティング&ストラテジー部門 パートナー 電子帳簿保存法支援チームリーダー、公認会計士 税理士
金融機関におけるクレジットアナリストを経て、2001年にPwCに入所。法人税務の一般的なコンサルティング業務の他、タックスアカウンティング、国際税務、国内外のM&Aや事業再生等のトランザクション分野の税務まで幅広くカバーしている。2018年にPwC税理士法人の電子帳簿保存法対応支援チームを立ち上げ、日系企業、外資系企業の帳簿書類の電子化プロジェクトについて数多くのサービスを提供している。事業再生研究機構税務問題委員会委員長、事業再生研究機構理事。